

令和8年度（2026年度）「生活のきまり」

～自分で考えて行動できる生徒を目指して～

1. 「生活のきまり」の決め方について

OPTA、生徒会、教師からなる「生活のきまり」検討委員会を2学期に組織し、内容を検討、討議したのち職員会議で決定する。

2. 登下校について

- ①登校 ・8時ごろから8時20分までに校門を通過し、8時25分のチャイムが鳴るまでに、教室の自分の席に着席する。
- ②下校 ・完全下校時刻の15分前には部活動を終了し、チャイムが鳴り終わるまでに校門を出る。

3. 制服等について

- ①制服（正装） ・白の襟付きシャツ（カッターシャツ、ブラウス、ポロシャツ等）を着用する。
 - ・儀式、校外行事、テスト等は正装とする。
 - ・気温や体調に合わせて、ブレザーの下にVネックのセーター、ベスト、カーディガンの着用可。
 - ・白の襟付きシャツ（カッターシャツ、ブラウス、ポロシャツ等）の裾は、ズボンやスカートに入れる。ズボンをずらしたり、スカートをたくし上げたりしない。ブレザーの袖もまくらない。ブレザーの上にシャツの襟を出さない。
- ②制服（通常時） ・本校指定のブレザー、ズボン、スカートを着用する。（変形は認めない）
 - ・ブレザーの中は自由とする。
 - ・気温や体調に合わせてブレザーを着用しなくても構わない。
- ③衣替え ・衣替え期間は設けない。各自で気温や体調などを考慮し服装を判断する。
- ④防寒着 ・登下校時の防寒具（コート、マフラー、手袋等）の着用は自由とする。
 - ※体育館での講演会等で座布団持参は可。
 - ※授業中のひざかけの使用を認める。
 - ※テスト時はひざかけ等を使用しない。
- ⑤通学用の靴 ・安全な靴であれば、色やデザインは自由とする。かかとの高い靴は禁止する。
- ⑥上靴 ・白の上靴とする。上靴のかかとは踏まない。※上靴可（校舎内、中庭、技術室、体育館、武道場への通路のみ）
- ⑦体育館シューズ ・本校指定の体育館シューズとする。体育館には上靴を体育館シューズの袋に入れて入館する。
- ⑧くつ下 ・特に指定はない。【正装のときは、くるぶしが隠れる白、黒、紺色の靴下を着用する。】
- ⑨通学用カバン ・特に指定はない。（リュックなど、両手を使えることが望ましい。）
- ⑩名札 ・名札は校内では必ず左胸に付ける。
- ⑪その他 ・身に付けるアクセサリーは、一切禁止とする。

4. 頭髪等について ～身だしなみを自分で考えて整えることができるように～

- ①頭髪に不要な手を加えない。【染髪（白髪の場合の黒染は可）、脱色、パーマそれらに準ずるもの等】（ただし事情があり縮毛矯正等が必要な場合は、必ず担任に相談する。）
- ②頭髪を留めるためのピン、ゴム、クリップの使用を認め、色は自由とする。（派手なもの、飾付きのものは避ける）
- ③化粧（ファンデーション、口紅、色付・におい付リップ、マスカラ、マニキュア、眉カット等）はせず、自然な状態を保つようにする。ただし、日焼け止めは可とする。

5. 通学について

- ①通学路 ・通学路調査に記載した道を必ず通る。（これ以外の道を通り、事故にあっても日本スポーツ振センターの保険は適用されない）

- ②自転車通学 ・自転車通学指定区域の者のみ自転車での通学を認める。
・ヘルメットを着用し、本校のステッカーを貼り付けた自転車を使用する。
・ヘルメットを着用しない者は、安全確保のため自転車での通学を禁止する。
・学校敷地内は自転車を降りて自転車置き場まで押して移動する。
- ③その他 ・登下校時の買い食いや店舗への立ち寄り禁止。
・マンションの敷地、えるむプラザの駐車場内は通行を禁止する。
・下校後に遊びや習い事等に出かける際には、必ず制服から私服に着替えること。

6. 不要物について

○学校生活に必要な物はない物は、全て不要物である。不要物を発見した場合は没収する。また、友人と物の貸し借りを学校でしない。※不要物(例＝携帯電話、整髪料、制汗剤(無香料は可)、香水、お菓子、マンガ本、カッターナイフ、高価な多機能腕時計など。)

7. 職員室の入室について

○職員室の入室は禁止する。用事のある者は、職員室入り口で用件を伝える。8:15～8:20は「朝の会議」のため、職員室は入室禁止。

8. 欠席、遅刻、早退の連絡について

- ①欠席、遅刻する場合、まなびポケット当日 8:25 までに、電話では当日の 7:45～8:10 に保護者が連絡する。
②8時25分以降に登校をした場合は、まず職員室に立ち寄り登校した旨を申告する。
③早退する場合、学級担任または学年の先生に申告する。
④体調不良等で1人で早退した場合、帰宅後必ず学校に連絡する。

9. 校外に出るとき

○登校後は原則として校外へ出ることは認めない。止むを得ず校外に出る必要がある時は必ず職員室の学年の先生に連絡して許可を得る。また、帰校した場合には必ず先生に報告する。

10. 携帯・スマホの使用に関して(タブレット、通信できるゲーム機器等)

- ①携帯・スマホについての約束事を守ること。
②不特定多数の顔の见えない相手が向こう側にいることを意識して使用すること。必ず保護者と約束事を確認し使用すること。
③個人が特定される画像の SNS への投稿【youtube、X(旧 twitter)、インスタグラム等】は十分注意すること。

11. その他

- ①再登校の服装について ・制服を着用する。ただし、部活動については体操服・部活動指定のユニフォーム等は可とする。
- ②休日の登下校、再登校の自転車通学について ・自転車通学を許可された者以外は、自転車の使用は禁止である。ただし、部活動の大会等は許可する場合がある。その場合は、貸出用ヘルメットを着用する。
- ③生徒は職員用玄関から出入りしない。
- ④中庭、駐車場ではボール遊びなどをしない。
- ⑤カラオケボックス・ゲームセンター
・カラオケボックス・ゲームセンター等への出入りは、保護者同伴や責任の取れる大人と一緒に利用しましょう。生徒だけの出入りは、他のお客さんとのトラブルになる可能性があるため、十分に気を付ける。
※深夜は、保護者同伴でも利用しないよう条例で定められています。
- ⑥エアガンなどの危険な遊びはしない。
- ⑦生徒だけで友人宅等への外泊はしない。